

ジビエQ&Aの更新における主な変更点（案）

令和 7 年 3 月

1. 一時保管庫での他獣種等との混在について（Q14）

<現状整理>

- ・ 現行Q&Aでは、他獣種の肉等を介した豚熱ウイルス拡散防止の観点から、単一の既存保管庫に他獣種（シカとイノシシなど）を同時に保管する場合には、パネルで天井と床面を隙間なく仕切る等により、獣種ごとの完全な密閉空間として隔離することが必要とされている。
- ・ 完全な密封空間とすると、冷気が循環しない等の問題が生じる。
- ・ ジビエ利用の推進のため、事業者の保管庫の設備投資の負担軽減が必要。

<対応案>

- ・ 一時保管庫内で作業員や製品同士の接触による交差汚染や、肉の取り違い等が想定されることから、原則として一時保管庫は豚熱検査判定前の個体の専用冷蔵庫とし、他のものを混在させないものとする。
- ・ やむを得ず単一の保冷库を用いる場合は、保管個体及び製品を包装し、パーティションやボックス等により区画を分けて保管した上で、明確に個体が識別できるようにナンバリング（バーコード処理等を含む）や帳簿管理を行い、他の個体や獣種の肉等と取り違いが起きないようにすることで、対応可能とする。
- ・ A方式での保管が想定された大型の保管庫を用いる場合は、作業動線を分かりやすく床に描く、専用の長靴を設ける等の管理を推奨する。

2. 皮つき状態で保管する場合の留意点について（Q15）

<現状整理>

- ・ 一度に複数頭が処理施設に搬入された場合、個体の肉質劣化防止及び細菌繁殖リスク低減のため、まず全個体の内臓摘出のみ速やかに行って保冷库に入れ、個体温度を下げる運用が行われている場合がある。皮つきの状態であれば1～2年の冷凍保管が可能となる。
- ・ 皮つきの状態で保管することの留意点が記載されていない。

<対応案>

- ・ 豚熱ウイルスの交差汚染防止対策の観点から、皮・獣毛にウイルスが付着している可能

性を考慮する必要があるため、他の個体や施設・器具にこれらが接触しないように措置する必要がある。

- ・何らかの理由で剥皮までに時間を要する場合は、個包装を厳重に行うなど、しっかりとした交差汚染防止対策を行う必要がある。

3. 消毒薬の整理について (Q34、Q55)

<現状整理>

- ・処理加工施設の消毒方法について、措置に必要な資材（消毒薬名等）を整理してほしいとの意見あり。

<対応案>

- ・Q&A参考として、処理施設及び備品等の消毒に使用する消毒薬の種類を整理。

4. 処理加工施設でアフリカ豚熱が陽性となった場合の死体搜索範囲について (Q62)

<現状整理・設定の意図>

- ・「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」において、野生イノシシでアフリカ豚熱陽性が確認された場合は、陽性確認地点から3kmの範囲について、積極的死体搜索を行うこととしている。
- ・処理加工施設に搬入した個体でアフリカ豚熱陽性が確認された場合、捕獲地点から処理加工施設までの移動動線に係る死体搜索範囲について質問が挙がった。

<対応案>

- ・処理施設でアフリカ豚熱陽性が判明した場合の積極的死体搜索の範囲は、捕獲場所から半径3km以内とする。
- ・アフリカ豚熱陽性が判明した場合もイノシシの移動によるウイルスの拡散が最小限となるよう、捕獲から処理加工施設への搬入までの取扱いについても手引きに沿った対応が必要。
- ・なお、当該ジビエ処理施設については、徹底した消毒が必要であり、当該施設内に同時に存在した全てのジビエ製品については汚染物品として適切に処理を行う必要がある。

5. 豚熱陽性確認後の処理加工施設の消毒対応について

<現状整理・設定の意図>

- ・手引きでは、「参考3：施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェック

シート」により、一時保管までのチェック項目を定めている一方、豚熱陽性が確認された際の具体的手順やチェック項目は定められていない。

- ・岐阜県では、国の手引きを基に、「野生いのししジビエ利用マニュアル」（令和4年8月1日）を策定し豚熱防疫に配慮した野生いのししのジビエ利用を実施してきた（令和7年1月時点で12施設承認）。令和7年1月に、手引き・マニュアル策定後初めてジビエ処理施設搬入個体の豚熱陽性が確認され、岐阜県家畜防疫対策課の家畜防疫員と野生いのしし対策室担当職員により、ジビエ事業者への消毒等措置の指導及び確認を行った。

<対応案>

- ・チェックシート例の作成
- ・参考様式の作成